

令和8年度第1回習志野市障がい者地域共生協議会 会議録

1. 開催日時 令和8年5月15日（金）午後1時30分～午後4時

2. 開催場所 市庁舎3階 ABC会議室

3. 出席者

【会長】

特定非営利活動法人1t o1 理事長 武井 剛

【職務代理者】

社会福祉法人習愛会あきつ園 支援課長 浅川 時嗣

【委員】

ひまわり発達相談センター ケースワーカー 浅倉 真紀子

千葉県立八千代特別支援学校 教諭 阿利 泰子

特定非営利活動法人 じょいんと 事務局長 五十嵐 淳史

習志野障がい者ネットワーク（NP0 法人習志野市手をつなぐ育成会 理事長）岩根 信也

中核地域生活支援センター まるっと 所長 菊地 謙

習志野障がい者ネットワーク（習志野八千代心の健康を守る会 副会長）喜田 敬子

習志野障がい者ネットワーク（習志野ダウン症児者親の会あひるの会 会長）小林 紳一

障害者就業・生活支援センターあかね園 就業支援ワーカー 近藤 行介

協働経済部 産業振興課 係長 近藤 孝洋

ならしの地域福祉事業所 めくもり サービス提供責任者 塩川 和子

あじさい療育支援センター 相談支援専門員 清水 郁乃

津田沼中央総合病院 医療ソーシャルワーカー 滝沢 朋苗

健康福祉部 健康支援課 主査補 田中 すみれ

ぽんぽこりん、にじの里 管理者 津金 幸太

千葉県済生会習志野病院 社会福祉士 長塚 直美

習志野障がい者ネットワーク（習志野市聴覚障害者協会 会長）林崎 直樹

健康福祉部 高齢者支援課 副主査 張替 優子

社会福祉法人 福祉共生会 理事長 本田 真利子

習志野市視覚障害者福祉協会 丸茂 孝美

NP0 法人希望の虹 障害者グループホーム等支援ワーカー 森井 真理

かりん 管理者・サービス提供責任者 森上 敦子
株式会社ミナス 代表取締役 山本 健二
旅人の木 相談支援専門員 吉岡 陽子
幼児教室ぷりずむ 代表 渡辺 麻子

【関係者】

習志野健康福祉センター 地域福祉課 広域専門指導員 屋代 利津子
都市環境部 都市計画課 主幹 河合 博和
都市環境部 都市計画課 副主査 一杉 由希乃
都市環境部 都市計画課 主事 千葉 なづな

【事務局】

習志野市基幹相談支援センター りん 管理者 酒井 久美子
習志野市基幹相談支援センター りん 社会福祉士 市原 裕介
健康福祉部 部長 星野 文貴
健康福祉部 障がい福祉課 課長 平岡 真由美
健康福祉部 障がい福祉課 支援係長 橋詰 信一郎
健康福祉部 障がい福祉課 企画係長 福本 勇真
健康福祉部 障がい福祉課 主査 市角 絵里
健康福祉部 障がい福祉課 主査 金坂 みのり
健康福祉部 障がい福祉課 主査 中村 斉子
健康福祉部 障がい福祉課 副主査 伊藤 恵理
健康福祉部 障がい福祉課 主任主事 清川 直哉
健康福祉部 障がい福祉課 主事 戸辺 涼太
健康福祉部 障がい福祉課 主事補 木村 修太
健康福祉部 障がい福祉課 主事補 安海 皓平

【傍聴者】

1人

4. 議題

【委嘱状交付式】

1. 委嘱状交付並びに委員紹介
2. 事務局紹介

【第1部 習志野市障がい者地域共生協議会】

第1 会長の選出

第2 職務代理者の選出

第3 会議の公開

第4 会議録の作成等

第5 会議録署名委員の指名

第6 諮問

(1) 地域の実情に応じた体制の整備について

(2) 次期障がい福祉計画・障がい児福祉計画の策定について

第7 委員自己紹介

第8 審議

(1) ならとも拠点システム（習志野市地域生活支援拠点等）の評価について

第9 協議

(1) 協議会の体制について

(2) 諮問（1）地域の実情に応じた体制の整備について

(3) 諮問（2）次期障がい福祉計画・障がい児福祉計画の策定について

(4) 日中サービス支援型共同生活援助評価部会の委員の選出について

(5) 広報紙ならとももの発行について

第10 報告

(1) 令和7年度 各部会の活動報告について

(2) 相談支援事業及び基幹相談支援センター運営業務委託の報告について

(3) 基幹相談支援センターの活動報告について

第11 その他

(1) 協議会スケジュールについて

【第2部 習志野市差別解消支援地域協議会】

第1 報告

(1) 差別解消法に関する取り組みについて

その他（事務連絡等）

(1) 習志野市バリアフリー移動等円滑化の取り組みについて

5. 会議資料

- 資料 1-1 ならとも拠点システム（習志野市地域生活支援拠点等）チラシ
- 資料 1-2 ならとも拠点システム（習志野市地域生活支援拠点等）事前登録
申込書
- 資料 2 令和 7 年度ならとも拠点システム（習志野市地域生活支援拠点等）
運営評価シート
- 資料 3 習志野市障がい者地域共生協議会の概要
- 資料 4 習志野市障がい者地域共生協議会 委員名簿
- 資料 5 習志野市障がい者地域共生協議会 事務局名簿
- 資料 6 諮問事項（1）
- 資料 7-1 本市の計画体系
- 資料 7-2 本市の「障がい福祉計画・障がい児福祉計画」のイメージ図
- 資料 7-3 障害福祉サービス等及び障がい児通所支援等の円滑な実施を確保
するための基本的な指針の説明資料
- 資料 8 日中サービス支援型共同生活援助評価部会 委員構成（案）
- 資料 9-1 報告・評価シート
- 資料 9-2 日中サービス支援型共同生活援助における協議会での評価
スケジュール（案）
- 資料 10 広報紙ならとも Vol. 37
- 資料 11 令和 7 年度 部会活動報告書
- 資料 12 習志野市基幹相談支援センターの活動報告について
- 資料 13 習志野市障がい者地域共生協議会 年間スケジュール（案）
- 資料 14 差別解消法に関する取組について
- 資料 15 習志野市バリアフリー移動等円滑化の取組みについて

6. 議事内容

【委嘱状交付式】

【事務局】

当協議会は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 89 条の 3 第 1 項の規定に基づき、地域における障がい福祉に関する関係者による連携及び支援の体制に関する協議を行う機関として設置しており、地域における現状と課題から、必要な連携や支援体制等についての協議と障がいや障がいの

ある方への正しい理解を深めるための広報活動に取り組んでいる。

当協議会の委員名簿は、ホームページで公表させていただく。公表する項目は、氏名、協議会内での役職名である。なお、職業については、本人の同意を得て公開することとしている。同意書を配付するので、閉会后、御提出をお願い申し上げます。

1. 委嘱状交付・委員紹介

開会に先立ち、委嘱状交付式が行われた。(前任期に引き続き委員となった方及び市職員については、机上配付とし、今期より新たに委員となられる方へ、市長より委嘱状を交付)

2. 事務局職員紹介

星野健康福祉部長より、職員紹介を行った。

【第1部 習志野市障がい者地域共生協議会】

開会

【事務局】

引き続き、会議を開催する。本来であれば、会長に進行していただくところだが、会長選任前のため、事務局が進行してよろしいか。

～異議なし～

【事務局】

それではそのようにさせていただく。

これより、令和8年度第1回習志野市障がい者地域共生協議会の会議を開会する。本協議会は規定により、委員の過半数の出席が成立要件となっているが、ただいまの出席委員は、26名である。よって、本会議は成立した。

会議次第 1. 会長の選出

【事務局】

続いて、会議次第 1 会長の選出についてである。習志野市附属機関設置条例施行規則第 3 条第 2 項の規定により、会長は委員の中から互選するとされている。互選の方法について、意見を求める。

【小林委員】

指名推薦が良いと思う。

【事務局】

お諮りする。ただいま、指名推薦との御意見があったが、御異議ないか。

～異議なし～

【事務局】

異議なしと認める。よって、互選の方法は、指名推薦によって行うことに決した。それでは、会長はどなたがよろしいか。

【小林委員】

武井委員が適任と思う。

【事務局】

お諮りする。武井委員が適任ではないかとの御意見があったが、武井委員を会長とすることについて、御異議ないか。

～異議なし～

【事務局】

異議なしと認める。よって会長は、武井委員に決した。

～会長に就任される武井委員より、一言挨拶が行われる～

【事務局】

ここからの進行は、武井会長にお願いする。

会議次第 2. 職務代理者の選出

【武井会長】

次に、会議次第 2 職務代理者の選出についてである。習志野市附属機関設置条例施行規則第 3 条第 2 項に、職務代理者は委員による互選により選任された者となっている。選出方法の意見を求める。

【津金委員】

会長一任が良いと思う。

【武井会長】

お諮りする。ただいま、会長一任との御意見があったが、御異議ないか。

～異議なし～

【武井会長】

異議なしということで、会長である私より選任させていただく。私から、浅川委員を指名する。よって、職務代理者は浅川委員に決する。

～職務代理者に就任される浅川委員より、一言挨拶が行われる～

会議次第 3. 会議の公開

【武井会長】

本日の会議は、習志野市審議会等の設置及び運営等に関する指針により、原則公開となっている。ただし、内容により、公開・非公開の判断が必要となった際は、その都度お諮りすることとするが、それでよいか。

～異議なし～

【武井会長】

それでは、そのようにさせていただく。なお、本日の内容に非公開事項になると思われる案件はない。また、傍聴者については、定員に達するまでの間は、入口で配る注意事項を守るようお願いした上で、随時傍聴希望者の入室があるので、御承知おきいただきたい。非公開となった場合は、指示に従っていただく。

会議次第 4. 会議録の作成等

【武井会長】

次に、会議次第 4 会議録の作成等についてお諮りする。

会議録については、要点筆記とし、会議名、開催日時、開催場所、出席者氏名、審議事項、会議内容、発言委員名及び所管課名を記載した上で、市ホームページ及び市役所グラウンドフロアの情報公開コーナーにおいて、公開したいと考えるが、これに御異議あるか。

～異議なし～

【武井会長】

異議がないので、そのように取り扱うことに決定する。

会議次第 5. 会議録署名委員の指名

【武井会長】

次に、会議次第 5 会議録署名委員の指名についてお諮りする。会議録の作成に当たり、正確性、公正を期すため、会議録署名委員を私から指名させていただきたいと思うが、御異議あるか。

～異議なし～

【武井会長】

異議なしと認める。それでは、会長及び職務代理者を除き、五十嵐委員と、近藤行介委員を指名させていただく。

会議次第 6. 諮問

【武井会長】

次に市長から本協議会への諮問である。進行は事務局よりお願いする。

【事務局】

それでは令和 8 年度諮問について、市長より会長へ諮問書を手交させていただく。

【宮本市長】

以下の項目について、貴協議会の意見を求める。

(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 89 条の 3 第 2 項の規定による、障がい者等への適切な支援や支援体制に関する課題など、地域の実情に応じた体制の整備について

(2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 88 条の 9 の規定による、次期障がい福祉計画・障がい児福祉計画の策定について

～宮本市長から武井会長に諮問書が手交される～

【武井会長】

ただいま、市長より諮問された本件について、責任を持って審議し、答申させていただきます。

【武井会長】

ここで、令和 8 年度第 1 回習志野市障がい者地域共生協議会の開催にあたり、市長から挨拶したい旨の願いがあるため、これを許可する。

～宮本市長挨拶～

【武井会長】

ここで、市長及び部長は、所用のため、退席する。

会議次第 7. 委員自己紹介

【武井会長】

次に会議次第 7 委員自己紹介に移る。会長、職務代理者の自己紹介後、五十嵐委員から順に自己紹介をお願いする。

（出席委員 26 名が自己紹介を行った。）

会議次第 8. 審議

【武井会長】

次に会議次第 8 審議に移らせていただく。審議（1）ならとも拠点システムの評価について、事務局から説明をお願いする。

【事務局】

資料 1－1 を御覧いただきたい。

習志野市地域生活支援拠点等（通称「ならとも拠点システム」）とは、障がいのある人の生活を地域全体で支えるサービス体制のことである。

ならとも拠点システムは、障がいのある人たちが親なき後も安心して暮らし続けられる地域づくりのため、関係機関と連携して居住支援のための機能を整備し、地域全体で支える体制のことであり、令和 5 年 4 月に設置した。

市内各事業所の協力のもと、機能充実のために、専門的人材の確保・養成、相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、地域の体制づくりの 5 つの機能を担っている。

ならとも拠点システムは、国が示した障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針により、年 1 回以上の検証・評価を基本とすることが示されている。また、国からの通知により、運営に対しても協議会が関与することが望ましいとされていることから、本市では、年 1 回、本協議会にて、ならとも拠点システムの評価を実施することとしている。

次に資料 2 を御覧いただきたい。

令和 7 年度のならとも拠点システムに係る評価をシートにまとめた。

この評価シートの様式は、国から示されている地域生活支援拠点等の機能充実に向けた運用状況の検証及び検討の手引きを参考に作成し、令和 6 年度の運営会議にて意見を諮りながら作成したものである。

この運営シートに沿って、評価内容をお伝えする。

1の登録事業者数は令和7年4月1日と令和8年3月31日で変更はないが、現在、協議中の事業者がある。

2の要支援者の事前把握及び体制の評価については、現在、拠点コーディネーターの配置はしていない。

緊急時の支援が見込めない障がいのある人の事前把握については、事前登録は行っていないが、市の業務、主にケースワークを通じて、一定程度の把握はできている。しかしながら、サービスの利用につなげていない障がい者等は把握できていない。

なお、令和7年度においては、事前登録の開始に向け、習志野市地域生活支援拠点等登録事業所連絡会にて、事前登録の様式の意見聴取を実施した。

事前把握した緊急時の支援が見込めない障がいのある人の登録の名簿の管理は、これまで、事前登録をしていないため実施していない。

緊急時に対応をするために必要な情報を把握しているかについて、事前登録はできていないが、ケース台帳等を活用して必要な情報を把握するよう努めているため、一定程度は把握できている。

事前把握した緊急時の支援が見込めない障がい者等の名簿の緊急時の受け入れ・対応について、実施機関との間で情報共有は、事前登録をしていないため実施していない。

事前把握していない障がい者等への緊急時の対応の準備については、市庁舎閉庁時間においても、夜間などは警備員室に、市職員の緊急連絡先を渡しており、連絡が取れる体制を確保している。

3の各機能の評価について、相談機能は実施機関の位置付けで、相談を行う機関については、基幹相談支援センター、委託相談支援事業所、計画を作成している計画相談支援事業所を位置付けている。

緊急時の相談体制における24時間の相談体制を確保しているかについては、夜間、休日においても、市の緊急連絡網で対応することとしているため、一定程度できている。

実施体制の人員について、令和8年3月31日時点で、障がい福祉サービスの支給決定人数は1,473人であり、その中で、計画相談を利用している方は1,013人、セルフプランの人数は460人となっているため、人員体制については不足としている。

緊急的な相談について、関係機関に繋げるなど、適切に対応できているかであ

るが、緊急的な相談に対応するため、各関係機関である、障がい福祉サービス事業者との緊急時の対応・連携は、必要に応じ図っているため、一定程度できているとしている。

緊急時の受け入れ・対応の機能について、緊急時の連絡調整のルール策定は、緊急時の該当基準や要支援者の受入基準を定め、実施機関への周知を実施している。

緊急時に適切に対応するためのマニュアルやフローチャートを作成し、実施機関に周知しているかについては、実施できていない。

実施体制について、緊急時の受け入れ・対応の機関は、令和8年3月31日時点で9事業所が登録しているが、市内の事業所数を鑑みると、まだ十分にできているとは言えないため、一定程度できているとしている。

緊急受け入れ先の確保・開拓は、現在9事業所の登録と、登録の依頼等についても進めていることから、実施しているとした。

緊急保護時の不測の事態に備えた医療機関等との連携体制の確保については、できていない。

自拠点等での受け入れ困難時に備えた他事業所との連携体制の確保については、連携体制の確保と連携先の事業所との連絡先の共有を、一部の事業所との間で、緊急時の受け入れについて協定を結んでいるため、一定程度できているとしている。

受け入れ対応が可能または困難な障がい者等の状態像を把握しているかについては、事前登録をしていないため実施できていない。

地域移行のニーズ把握の機能について、入所施設、精神科病院等からの地域移行にかかるニーズの定期的な把握活動は、入所施設に入居している障がい者等の数の把握、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムにおける協議の場への参画についてはできており、精神科病院に長期入院している障がい者等の数の把握については、県が実施主体となっているため、一定程度できているとしている。

入所施設、精神科病院等からの地域移行にかかるニーズの把握活動における、対象の方、一人ひとりの適切な把握については、拠点コーディネーターの配置をしていないためできていない。

在宅の障がい者等の地域生活継続の支援ニーズの把握については、拠点コーディネーターを配置していないものの、グループホームの体験利用や通所事業所の体験のニーズがあれば、体験できるよう支給決定等しているため、一定程度でき

ているとしている。

体験の機会・場の提供の機能については、体験の機会・場の確保を、ショートステイ、グループホーム、通所事業所にて一定程度確保されているとしている。利用者の範囲、場所はニーズに照らして十分なものかについては、体験利用の相談があった場合、体験利用につなげているところから、一定程度できているとしている。

障害福祉サービス事業所以外の活用可能な社会資源の開拓については実施できていない。

専門的人材の確保・養成の機能について、人材養成研修のニーズ把握及び実施については、福祉計画策定時のアンケート調査や、毎年行う研修等のアンケート調査でニーズ把握に努めているため、一定程度できているとしている。

専門的な研修としては、令和7年度においては、重症心身障がい児者、医療的ケア児者への対応について実施した。

外部研修の活用または受講勧奨については、千葉県等から情報発信される研修等の案内を市内各事業所に実施し、場合によっては、関連のある事業所への受講勧奨を行っていることから、一定程度できているとしており、また、関係機関に研修等の情報提供を行っているため、実施しているとした。

地域の体制づくりの機能について、緊急時の受け入れに関する連携会議等については、現在、実施できていない。

しかしながら、拠点登録事業所を対象とした意見交換会を令和7年度には2回実施しており、第2回では、緊急時の定義について協議を行った。

4の運営状況の評価について、地域住民に対する拠点等の存在、役割の広報、周知については、市民向けのチラシ等を作成しているため、一定程度できているとしている。

市町村の役割について、個別ケースについての定期的な情報共有については、実施していないとしている。

関係機関との連携状況の項目については、この項目は、拠点コーディネーターを配置できていないため、実施できていないとしている。

以上が、令和7年度ならとも拠点システム（習志野市地域生活支援拠点等）運営評価シートとなる。

運営評価における各機能等の実施状況は、令和6年度から変更がないこととなった。

拠点システムの登録事業所数の拡充については、令和7年度中の達成はできていないが、1事業所、就労継続支援B型の事業所の追加を見込んでおり、現在、協議を続けている。

この評価項目を受け、事務局として、今後のならとも拠点システムの取り組み予定についてお伝えする。

評価項目の拠点コーディネーターの配置に関してという項目に代表される、拠点コーディネーター配置の件に関する対応について、多くの評価項目が、実施できていないという判断に至った要因としては、拠点コーディネーターの配置が関わっている。

拠点コーディネーターとは、拠点システムの関係機関との総合調整役であり、連携を担い、緊急の対応や地域移行に向けた働きかけ、ネットワークづくり等を行う役割とされている。そのため、拠点コーディネーターの配置や、配置方法等については、引き続き、検討を重ねていく。

次に、資料2の運営評価シートの評価項目にある、事前把握した緊急時の支援が見込めない障がい者等の登録・名簿管理等に代表されるように、対象者について、事前の情報共有が拠点システムの運用に必要であると、様々な方から御意見をいただいている。そのため、令和7年度に習志野市地域生活支援拠点等登録事業所連絡会でご意見をいただき、資料1-2のならとも拠点システム（習志野市地域生活支援拠点等）事前登録申込書を作成した。

令和8年度より、関係機関の協力をいただきながら、対象の方の事前登録を進めていきたいと考えており、そのための周知等も、今後進めていく予定である。事務局からの説明は以上となる。

【武井会長】

ただ今の説明について、質疑や御意見を伺う。

～質疑・意見なし～

【武井会長】

質疑なしと認める。

会議次第 9. 協議事項

【武井会長】

次に、協議（１）協議会の体制について、事務局から説明をお願いする。

【事務局】

資料３を御覧いただきたい。

本協議会、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 8 9 条の 3 の規定により、地域における障がい福祉に関する関係者による連携及び支援の体制に関する協議を行うための会議として、設置されたものである。

本市では、平成 21 年度より、本協議会（旧名称：習志野市障がい者自立支援協議会）を設置し、様々な立場の方から、本市の障がい者基本計画（現在は第 5 期に当たり、令和 6 年度から令和 11 年度の計画期間である）の目指すべき将来像「誰もが互いに人格と個性を尊重し、地域で自分らしく暮らすことができる、みんなのまち習志野」の実現を目指し、協議を重ねていただいている。

先ほど、委員の皆様へは、委嘱状の交付を行ったが、この協議会の委員の任期は 3 年となっており、現在の委員の人数は 33 名である。

この協議会の事務局は、市と基幹相談支援センターりんが担っていく。

協議会の下部組織としては、協議会から選出された委員が出席する日中サービス支援型共同生活援助評価部会がある。障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第 213 条の 10 第 6 号の規定により、日中サービス支援型共同生活援助の運営に当たっては、地域に開かれたサービスにすることにより、当該サービスの質の確保を図る観点から、地方公共団体が設置する協議会等に対し、定期的に年 1 回以上、事業の実施状況等を報告し、協議会等から評価を受けるとともに、本協議会等から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならないとされている。本市では、この日中サービス支援型共同生活援助評価部会において、評価をすることとする。

なお、委員の選出及び部会のスケジュール等は後ほど申し上げる。

最後に差別解消支援地域協議会であるが、令和元年度より、本協議会に障害者差別解消法に基づく、差別解消支援地域協議会としての役割が加わっている。障がいを理由とする差別についての現状を把握し、差別を解消するために必要な取り組みを行う。開催については、本協議会後半の第 2 部で開催する。

なお、資料 4 は協議会の委員名簿、資料 5 は事務局名簿であるため、後ほど御

覧いただきたい。

説明は以上である。

【武井会長】

ただ今の説明について、質疑や御意見を伺う。

～質疑・意見なし～

【武井会長】

質疑なしと認める。

【武井会長】

次に、協議（２）諮問事項（１）地域の実情に応じた体制の整備について事務局から説明をお願いする。

【事務局】

資料６を御覧いただきたい。

諮問事項（１）地域の実情に応じた体制の整備については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第８９条の３第２項の規定により地域における障がい者への適切な支援に関する情報及び支援体制に関する課題など、地域の実情に応じた体制の整備について、協議していただく。

具体的な地域課題などの例として、

項目①相談支援については主に重層的支援体制における相談体制の検討、居住支援協議会関連、生活困窮、無料低額宿泊所等。

項目②重症心身障がい児者・医療的ケア児者等支援については主に、災害時支援、医療との連携、日中活動の場、医療的ケア児等コーディネーターの役割等。

項目③児童支援については、主にきょうだい児、交通安全推進隊、ひまわり発達相談センター、学校等、事業所間の連携等。

項目④地域生活支援については主に、グループホーム関連、地域生活支援事業、余暇活動、社会参加等。

項目⑤就労支援については、主に一般就労、福祉的就労、障害者優先調達推進法等である。

以上の項目に対し、当市における地域課題等について、３年間を目途として協

議していただき、任期満了前に、答申をお願いします。

説明は以上である。

【武井会長】

この諮問事項については、次回以降の協議会の審議事項として、継続するということによろしいか。

また、ただ今の説明について、質疑や御意見を伺う。

～質疑・意見なし～

【武井会長】

質疑なしと認める。

【武井会長】

次に、協議（３）諮問事項（２）次期障がい福祉計画・障がい児福祉計画の策定について事務局から、説明をお願いします。

【事務局】

今一度、諮問事項をお伝えすると、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第８８条の９の規定による、次期障がい福祉計画・障がい児福祉計画の策定について、という諮問である。まだ素案等がない中、諮問させていただく形となったが、今回は、協議事項として、事務局より、障がい福祉計画、障がい児福祉計画の概要と計画の素案を作成するに当たっての、国の基本的な指針の改正点の一部を、大まかに説明させていただく。

なお、この諮問事項の計画案についての審議については、次回の第２回習志野市障がい者地域共生協議会で行っていただく。

資料７－１を御覧いただきたい。

障がい福祉に関する計画の概要から、説明させていただく。

障がい者の施策については、障がいのある人が、個人の尊厳にふさわしい日常生活または社会生活を営むことができるよう、様々な制度を整備していく中で、障害者基本法で、市町村に対し、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画の策定が義務付けられ、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）や児

童福祉法において、障害福祉サービスの提供体制の確保や円滑な実施に関する計画つまり、障がい福祉計画、障がい児福祉計画の策定が義務付けられている。これに基づき、本市においても、現在、令和６年度から令和８年度を計画期間とする第７期習志野市障がい福祉計画・第３期習志野市障がい児福祉計画を策定している。この計画は、令和８年度で計画期間が終了するため、次期計画を策定する必要がある。

資料７－１の図１を御覧いただきたい。

障がい福祉に関わる本市の計画のイメージであるが、本市における障がい者施策に関する計画は大きく３つあり、習志野市障がい者基本計画と習志野市障がい福祉計画、習志野市障がい児福祉計画がある。目指すべき将来像としては、どちらも、習志野市障がい者基本計画で規定している、誰もが互いに人格と個性を尊重し、地域で自分らしく暮らすことができるみんなのまち習志野を掲げている。上位計画に当たる、習志野市障がい者基本計画は、国の動きや、社会情勢、地域の課題を踏まえ、充実すべき施策や事業を示した、障がい福祉施策に関する総合的な計画として策定されているものである。

一方で、障がい福祉計画・障がい児福祉計画は、法令に基づき、国の示す障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針に即して、障害福祉サービス等の提供体制を計画的に確保、整備する仕組みとして導入されたものであり、国による指針で定められている事業に対する整備の見込み量を中心に定める計画となっている。

今回、本協議会に諮問した事項については、令和９年度から令和１１年度を計画期間とする第８期習志野市障がい福祉計画、第４期習志野市障がい児福祉計画の策定に向け、現在までの実績と、本市の障がいのある人の現状などを踏まえながら、障害福祉サービス等の提供体制の確保と、障害者総合支援法等に基づく事業の円滑な実施について、この協議会の中で答申をいただき、策定をする予定としている。今回の諮問事項である、習志野市障がい福祉計画、習志野市障がい児福祉計画は、習志野市障がい者基本計画の下位計画である。

次に資料７－２を御覧いただきたい。

本市では、習志野市障がい福祉計画、習志野市障がい児福祉計画については、国の示す基本的な指針に基づき、策定している。

本市の障がい福祉計画・障がい児福祉計画のイメージは資料７－２の図２に記載したイメージとなる。国の示す基本的な指針をもとに、障がい福祉計画、障が

い児福祉計画では、7つの基本方針を掲げ、基本的な考え方とその他必要な事項を定めている。そして、本市の現状を把握し、成果目標として、障がいのある人の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった課題に対応するために、必要な障害福祉サービス等および障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標を設定する。

この成果目標を達成するために、必要なサービスごとの見込量などを活動指標として、市の実情を踏まえて設定する。

この計画の指針となっている、国の指針については、改正が行われていくものであり、今回も令和8年3月31日に、指針の改正が行われた。

改正内容について、一部を抜粋して、この場で共有させていただく。

指針に基づき、計画の中で成果目標を立てているが、今回、国の指針のこの改正が行われたことで、本市の成果目標などに掲げる項目が増えることとなる。

今まで、別の項目の中で整理されていた内容が、今回から障がい福祉人材の確保・定着、当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上という項目で新設された。利用者の支援に注力できる環境づくりや障がい福祉の仕事の魅力を高め、未来につなぐといった内容の取り組みが盛り込まれることとなるが、これによる、市の計画への反映については、計画相談支援事業における障害福祉サービス費の福祉・介護職員等処遇改善加算を取得している事業所の割合について、見込みの整備量の設定を行うこととなる。

資料7-3を御覧いただきたい。

今までもルールはあったが、地域差の是正やサービスの供給が計画的かつ効率的に行われるための方策として、対象の障害福祉サービスに対して、都道府県等による総量規制という新規事業の指定を規制する仕組みがある。

また、意見申出制度という、市町村が都道府県に対し、障害福祉サービスのニーズを踏まえ、事業者のサービス提供地域や定員の変更における制限や追加を求めることなどができる制度がある。これらの活用について、国の基本的な指針に新たに追記された。

さらに、地域差の是正やサービスの供給が計画的かつ効率的に行われるための方策として、条件に該当する市町村に対し、障害福祉サービスの整備の見込み量について、国の指針が示す計算式で算出するよう規定が追加された。

具体的には、一（１）全部過疎市町村ではないこと、つまり、過疎地域持続的発展の支援に関する特別措置法に基づき、人口減少が原因で、地域の全域が過疎

状態となる要件を満たした市町村ではない市町村で、(2)の、市の人口に占める障害福祉サービスの利用者の割合が、全国の市町村の人口の上位25%の範囲内である市町村が次の二を用いて伸び率を計算するとされている。

二とは、市町村におけるサービスの利用者数の伸び率が、全国の当該サービスの利用者数の伸び率を上回る場合、当該市町村におけるサービスの令和9年度から令和11年度までの見込み量については、当該市町村における当該サービスの令和8年度の見込みと全国の当該サービス利用者の伸び率を用いて定めると新たに規定された。つまり、整備見込み量の算定において、全国平均の伸び率を上限とするよう規定されている。

国によると、障害福祉サービス等の種類ごとの必要な量の見込みを上回り、サービス提供量が増加し続けている地域がある一方で、それと比べて提供体制が薄い地域が存在している状況があり、利用者のニーズに対して必要なサービスの供給が追いついていない状況もあるとされている。

まず、国としては、計画に定める必要な量の見込みを上回り、サービス量が増加し続ける状況を緩和する必要があることから、必要な量の見込みの算定や、先ほど触れた都道府県等による総量規制、市町村による意見申出制度を含めて、障がい者福祉計画の基本的な指針に盛り込まれたところである。しかし、必要なサービスの見込み量について、全国平均と比較するとはなっているが、地域のニーズを踏まえ、計画において、異なる算定方法やその必要性を示す場合はこの限りではないとされている。このため、必要に応じて、どちらかを選択する必要がある。

説明は以上となるが、今回、諮問させていただいた内容については、第2回の地域共生協議会での審議事項として、事務局より、こちらの計画の素案を示させていただきながら、協議会での答申をいただく予定としている。今後も、「次期障がい福祉計画、障がい児福祉計画」の策定作業を進めていく。

説明は以上である。

【武井会長】

この諮問事項については、令和8年度中に策定する計画であり、事務局より素案が示される次回の協議会の審議事項として、継続するということによろしいか。また、ただ今の説明について、質疑や御意見を伺う。

【山本委員】

資料 7-2 成果目標の新規項目である障がい福祉の人材の確保・定着、当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上について、事業者としては非常に重要な項目である。福祉人材は急激に増えるものではなく、少しでも早く取り組みを始めたところから人材の確保・定着に繋がっていくと思う。そのため、早い段階での施策の取り組みをお願いしたい。次回の協議会で素案が示されるということだが、素案作成前の段階で意見として伝えさせていただく。

【武井会長】

その他、質疑や御意見はあるか。

～質疑・意見なし～

【武井会長】

質疑なしと認める。

～ 10 分休憩～

【武井会長】

次に、協議（４）日中サービス支援型共同生活援助評価部会の委員の選出について、事務局から説明をお願いします。

【事務局】

会議次第 9 協議（４）日中サービス支援型共同生活援助評価部会の委員の選出について事務局より説明させていただく。

千葉県の日中サービス支援型共同生活援助における協議会等への報告・協議会等からの評価等に関する実施要綱第 2 条の規定により、設置者は年に 1 回以上、当該事業所が所在する市町村の自立支援協議会等に対し、当該事業の実施状況等を報告し、市町村協議会等から評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聴かなければならないものとされている。

本市では、協議会に日中サービス支援型共同生活援助評価部会を設置し、協議会において選出された委員に実施状況の確認及び評価をしていただく。

資料 9-1 は令和 7 年度の評価内容である。後ほど御一読いただきたい。

また、委員の選出については、資料８を御覧いただきたい。

今期は新任の委員が多数いることから、事務局にて協議会の在任期間、委員の皆様所属等を踏まえ、部会の委員構成（案）を作成した。

部会のスケジュールについては、資料９－２を御参照いただきたい。今年度評価対象となるのは１事業所である。

なお、１２月末日までに、千葉県の協議会へ評価内容を報告する必要があることから、スケジュールについては資料のとおりを予定している。グループホーム事業所への、現地のヒアリングについては、７月から８月を予定している。また、次の協議会で評価を実施したいと考えている。

説明は以上である。

【武井会長】

資料８の委員構成について意見を求める。

～質疑・意見なし～

【武井会長】

お諮りする。日中サービス支援型共同生活援助援助評価部会の委員構成について、御異議ないか。

～異議なし～

【武井会長】

異議なしということで、日中サービス支援型共同生活評価部会の委員は、資料８のとおり決した。

【武井会長】

続いて、報告（５）広報紙ならとの発行について事務局から説明をお願いする。

【事務局】

資料１０を御覧いただきたい。

こちらは令和８年２月に発行したものであり、今年度は２回の発行を予定している。

昨年度までは各部会での持ち回り等により、掲載内容を決めて作成していたが、協議会の体制の変更に伴い、今年度は協議会の会議報告を主な掲載内容とする他、各委員からの提案により掲載内容を決定していく予定である。発行スケジュールについては、資料１３を御確認いただきたい。

説明は以上である。

【武井会長】

ただ今の説明について、質疑や御意見を伺う。

～質疑・意見なし～

【武井会長】

質疑なしと認める。

会議次第１０．報告

【武井会長】

次に会議次第１０報告事項に移らせていただく。（１）令和７年度各専門部会の活動報告について、事務局から説明をお願いする。

【事務局】

資料１１を御覧いただきたい。令和７年度の各専門部会の活動内容が記載されている。内容の読み上げは省略させていただく。今後の協議会活動の参考として御一読いただきたい。

説明は以上である。

【武井会長】

説明のあった報告について意見を求める。

～質疑・意見なし～

【武井会長】

続いて、報告（２）相談支援事業及び基幹相談支援センター運営業務委託の報告について、事務局から説明をお願いします。

【事務局】

障がい者相談支援委託事業及び基幹相談支援センター運営業務委託については、令和７年１２月１８日に評価委員会を開催した。評価委員会は、健康福祉部次長を委員長とし、障がい福祉課長等市職員と協議会の正副会長、令和７年度までの本協議会における各専門部会の部会長で構成していた。評価委員会では、受託者の事業実施は基準を満たしているとの評価であった。

説明は以上である。

【武井会長】

説明のあった報告について意見を求める。

～質疑・意見なし～

【武井会長】

続いて、（３）基幹相談支援センターの活動報告について、基幹相談支援センターりんより、説明をお願いします。

【基幹相談支援センターりん】

具体的な活動内容は、資料１２を御覧いただきたい。

基幹相談支援センターの役割は地域づくりがメインとなっている。地域づくりに必要な地域課題の抽出は、定期的に行う相談支援専門員の交流会や高齢者相談センター、医療機関からの相談をもとに行っている。６５歳到達や高齢障がい者の対応、８０５０問題、複合的な課題を抱えている世帯の支援が主な相談内容である。

また、地域づくりの一環として、他市の基幹相談支援センター、グループホーム等支援ワーカー、にも包括圏域コーディネーターと共に共通する地域課題をテーマとしたイベントを開催した。

説明は以上である。

【武井会長】

説明のあった報告について意見を求める。

～質疑・意見なし～

会議次第 1 1. その他

【武井会長】

次に会議次第 1 1 その他（１）協議会スケジュールについて、事務局から説明をお願いします。

【事務局】

協議会のスケジュールについて、資料 1 3 を御覧いただきたい。今年度の協議会の年間スケジュールを記載している。

ここで、次回以降の協議会の日程をお伝えする。第 2 回習志野市障がい者地域共生協議会は、10 月 21 日水曜日の午後、第 3 回習志野市障がい者地域共生協議会は、3 月 16 日火曜日の午後を予定している。

なお、日時、場所については、変更となる場合があるので御了承いただきたい。説明は以上である。

閉会

【第 2 部 差別解消支援地域協議会】

開会

会議次第 1

【武井会長】

引き続き、第 2 部差別解消支援地域協議会に入る。会議次第 1 報告（１）差別解消法に関する取組について、事務局から説明をお願いします。

【事務局】

資料 1 4 を御覧いただきたい。

会議次第、第2部第1報告の(1)差別解消法に関する取り組みについて報告する。

1、2ページには、障がいのある方への理解促進と、差別解消に関する啓発として、令和7年度に取り組んだ内容と、令和8年度に取り組む予定を記載している。

令和7年度に取り組んだ内容として、市民向けの啓発としては、①広報習志野への記事を掲載した。4月1日号では、世界自閉症啓発デー、発達障害啓発週間に関する啓発、9月15日号では、手話の日、手話言語の国際デーに合わせた市庁舎のライトアップ、習志野市オリジナルコミュニケーションボード協力店舗について、11月1日号では、東京デフリンピック2025に合わせたパネル展示について、12月1日号では、見開きページで障害者週間に合わせた特集記事を掲載した。

②なるほど習志野での放映については、4月には、あたたかく見守ってください、世界自閉症啓発デー、発達障害啓発週間に関する啓発、8月には、市内障がい者団体の紹介、9月には、「手話言語の国際デー」に合わせた市庁舎のライトアップ、12月には、障害者週間に関する啓発を放映した。

③市庁舎ライトアップや市旗を模した色の違う旗を掲揚した。内容としては、4月に、世界自閉症啓発デー及び発達障害啓発週間、9月に手話言語の国際デー、12月に障害者週間である。

④東京デフリンピック2025の啓発を行った。8月にデフリンピックについての講演会を開催し、国際手話についての説明や、国際手話と日本手話の体験講座を行った。また、10月にキャラバンカーイベント、11月にパネル展を行った。

⑤手話関連として、1月にヒゲの校長の上映会を行った。

次に、教育機関向けの啓発を記載した。

通称、習志野市心が通うまちづくり条例の周知、啓発活動として、市内公立中学校全生徒への障がいや障がい者への理解向上に努めた。中学1年生に対して、12種類の障がい者マークを記載したクリアファイルを配付するとともに、全生徒へ障がいに関する啓発資料を配信し、アンケートを行った。

次に、市職員向けの啓発として、カラーユニバーサルデザインについての基礎知識、色覚の多様性に対応する配色のワークショップを行った。

次に、事業所向けの啓発として、パンフレット「障がいのある人はこんなこと

に困っています」を作成し、市内の三師会に加入している医療機関へ配付した。

続いて、令和8年度の啓発の予定を申し上げる。

市民向けの取り組みとして、引き続き、①広報習志野への啓発記事掲載、②障害者週間等での市庁舎ライトアップ、そのライトアップ期間中の、市旗を模した色の違う旗の掲揚を行う予定である。また、視覚障がいに関する研修を実施する予定である。

事業所向けの取り組みとしては、障がいへの理解促進のためのパンフレットを配布する予定である。

教育機関への取り組みとしては、引き続き、中学1年生に対して、12種類の障がい者マークを記載したクリアファイルを配付し、障がいに関する啓発資料の配信やアンケートを行う予定である。

市職員向けの取り組みとしては、発達障がいに関する研修を予定している。

続いて、差別に関する相談について、報告させていただく。

【事務局】

差別の相談対応の事例報告をさせていただく。

はじめに千葉県の広域専門指導員より習志野圏域での差別の相談対応の報告させていただく。

【屋代広域専門指導員】

令和7年度の習志野市、八千代市、鎌ケ谷市を圏域として、習志野健康福祉センターに寄せられた相談件数は6件である。

1件目は、地域相談員から連絡を受けたケースである。携帯電話販売店にて、全盲の方が契約書にサインをする際は、同行援護の方が代筆をすることが可能であるが、販売店からは本人がサインしてくださいと言われ、本人がサインを書かされたという内容である。この相談を受け、視覚障がいの地域相談員と共に販売店を訪問し、当センターからは差別に関する説明を行い、地域相談員からは視覚障がいの困りごとや配慮の仕方について説明を行った。

2件目は、市から連絡を受けたケースである。就労継続支援A型事業所に通所している方から相談であり、このケースについては、後ほど市から説明をしていただく。

3件目は、精神障がいのある方からの相談である。タクシー運賃の割引きを受

ける際に運転手から嫌な顔をされたというケースである。このケースは、2年前の出来事であり、タクシー会社や運転手も不明であるため、相談を受けた時点で訪問可能なタクシー会社3社のうち、2社は不在であったため、1社に対して、説明、聞き取りを行った。相談者は当時、精神障害者保健福祉手帳を提示するのが早すぎたのか、遅すぎたのかわからないがタイミングが合わず、運転手から嫌な顔をされたのかもしれないと話しており、今後は提示しないほうがいいのかという相談内容であった。その旨をタクシー会社に伝えたところ、割引きを受けるのは権利であるため、提示していただきたいとのことであり、その旨を相談者に報告した。

4件目は、線路を挟んでホームが2つに分かれており、切符を購入する場所が2つある駅でのこと。相談者は初めて利用する駅で障がい者手帳の所持による割引きを受けるために、切符の購入方法を、インターホンを通して、駅員に問い合わせたところ、周囲に人がいるにも関わらず、大きな音量で障がい者手帳を提示してくださいと言われ、嫌な思いをしたという相談内容である。駅に訪問し、聞き取りを実施したところ、インターホン越しでは、どのような人が問い合わせをしているかわからない。なかには、耳が聞こえづらい方もいるため、相談者に合わせて音量の調整をするのは難しいということであった。

5件目は、視覚障がいと精神障がいのある方からの相談である。スーパーでチラシを見ていたところ、チラシが取れてしまい、近くにいた他の客から取っただろうと言われ、不安に陥ってしまい、買い物ができなくなったため、スーパーのスタッフに同行してほしいことを伝えたところ、混雑していることから断られたという。そのため、その客を探して謝罪をしてほしいという相談内容であった。謝罪させることはできないことを伝えたところ、障がいに関する周知活動をしてほしいとのことであったため、周知活動を行った。

6件目は雇用先の人事担当から退職するよう言われたという相談である。相談者から相手方に名前は言わないでほしいという要望があったため、期間をおいて周知活動を実施する。

説明は以上である。

【屋代広域専門指導員】

タクシー運賃割引制度の対象について、事務局より訂正する。

【事務局】

タクシー運賃割引制度の１割引きの対象は、身体障害者手帳又は療育手帳の所持者のみであり、精神障害者保健福祉手帳の所持者は対象外である。なお、習志野市福祉タクシー券については、精神障害者保健福祉手帳１級の方が対象となっている。

【事務局】

次に市で受けた相談件数は３件である。事例について概要を説明させていただく。

１件目は、精神障がいのある方の父からの相談である。相談を受けた令和７年４月は精神障害者保健福祉手帳の所持者が電車の運賃の割引きを新たに受けられる過渡期であり、割引きを受けるためには、既存の手帳に自治体で証明印の押印をする手続きが必要であった。その日はその手続きをするために、父が手帳を預かっており、本人は手帳の控えを所持していた。通勤先の最寄り駅では、手帳の控えで割引きを受けられたが、帰りの自宅の最寄り駅では、控えでは割引きは適用できないと断られ、本人が非常に混乱してしまった。本人が父に連絡し、父が駅に駆け付けたが、駅員からは具体的な説明はなく、写真付きのものでないと適用できないとの一点張りの対応であったという相談内容であった。駅に訪問し、聞き取りを実施したところ、割引きを適用するためには、手帳の原本を提示しなければならないと各鉄道会社の共通認識として決めたが、決定してから時期が間もないこともあり、駅員への共有が図れておらず、今回の件に至ったということである。

２件目については、屋代広域専門指導員からも報告があった件である。就労継続支援Ａ型事業所において、八千代市民の利用者とその母から事業所職員の対応について、八千代市障害者支援課に相談があった。事業所の所在地が習志野市であることから八千代市とともに事業所に事実確認を実施した。相談内容として、１点目は、作業の内容を、職員に聞くと、他の利用者に教えてもらってと言われる。また、聞いても忙しい言われ、教えてもらえない。本人がそのことで困っている旨を事業所に相談したところ、本人に対しては、配慮されるようになったが、他の利用者に対しては同じ状況が続いており、落ち着かない。さらに、職員や利用者は名札等がなく、職員と利用者の見分けがつかず、他の利用者に聞いてと言われても、誰に聞いていいかわからないため、不安であるとのこと。

2点目は、特定の職員の対応が威圧的な態度であり、利用者に対して、本人の目の前で●●さんはできないからと言った発言があり、不快に感じたとのこと。

3点目は、特定の職員が利用者について、●●さんは女性っぽい、LGBT なのではないかといった発言や、おしゃれな格好をしてきた利用者に対し、デートなのといった発言を聞いて不快に感じたとのこと。

この相談内容について事業所は、名札については、機械に名札が挟まれてしまう恐れがあることと、納品時に異物混入の可能性があるため、着用していないとのことであった。名札を着用しない代わりにきちんと職員紹介をしているとのことであるが、障がいのある方は覚えることが難しい場合もあるので、職員として判別がつくものの着用を提案した。

職員の対応については、事業所の管理者も理解しており、研修や指導を実施している状況であったため、その旨を相談者に報告した。また、女性っぽい、LGBT といった発言については、発言した職員本人は管理者からも指導を受けていると話聞き、事業所としても対応している状況であったため、その旨を八千代市役所から相談者に報告をしていただいた。

3件目については、今年度も継続して対応している相談である。バスの運転手の対応についての相談であり、相談者がキャリーケースを持って乗車したところ、座席に座っていた女性からキャリーケースを複数回蹴られ、降車する際にその女性を連れて、運転手のところに行ったところ、運転手には取り合ってもらえなかったとのこと。この件について、バス会社や警察に連絡したが、納得のいくような対応をしてもらえなかった。その後、バス会社から謝罪の連絡があったが、誠意が感じられず、改善を求めたいといった相談内容であった。バス会社に事実確認をしたところ、運転手が運行の途中で、警察を呼ぶことは、支障をきたすため、難しいとのことであった。市から相談者に対し、合理的な配慮については、過重な負担を事業者にはかけられないことから、運転手が警察を呼ぶことは難しいことを説明したが、相談者はそれでは安心して、バスに乗ることができないため、バス会社に対して、対面での謝罪を求めている。市として謝罪をさせる権限はないことを伝えると、権限をもつ機関はどこかと聞かれたため、相談者と市職員で屋代広域専門指導員を訪問し、改めて話を聞いて、対応をしているところである。

説明は以上である。

【武井会長】

説明のあった報告について御意見、御質問を求める。

～質疑・意見なし～

【武井会長】

バスや電車、タクシー等の交通機関の利用に係る割引き制度がある一方で、当事者に対する事業者側の障がいに対する理解、周知が十分ではないと感じる。

習志野圏域に寄せられた相談６件は、他の圏域と比べて、件数の違いや相談内容の特徴はあるか。

【屋代広域専門指導員】

令和６年度の件数で比較すると、相談件数が一番多い圏域で９件、少ない圏域で０件であった。人口規模を踏まえるとこの相談件数でいいのかといった思いもあるが、相談件数が増えればいいということではない。ただ、当事者自身に差別という認識がなく、後で他の話を聞いたりするなかで、差別だったことを認識する場合もある。また、相談窓口があることを知らない方も多い。２００７年に千葉県条例が施行、２０１６年に障害者差別解消法が施行され、その都度、市や当センターで啓発活動を実施しているが、周知が足りていないと感じている。今後、広報活動の仕方を検討していきたい。

【武井会長】

資料１４には千葉県（広域専門指導員）が対応した件数とは重複していませんという記載があるが、誤りか。

【事務局】

誤りである。

【武井会長】

続いて、習志野市バリアフリー移動等円滑化の取り組みについて、都市計画課から説明をお願いします。

【都市計画課 河合主幹】

資料 15 を御覧いただきたい。

バリアフリー基本構想の計画期間が昨年度末をもって目標年次に達したことから、計画期間の延伸を行った。その内容について、説明させていただく。

基本理念として、「誰もが心身ともに快適に移動できるやさしいまちづくり」としており、主な基本方針を官民協働によるバリアフリー整備の推進、心のバリアフリーの促進、段階的なスパイラルアップとしている。

目標年次の延伸に伴い、基本構想の一部改訂を行った。主な概要としては JR 津田沼駅北口のエレベーター、JR 新習志野駅周辺の点字ブロックなどの未整備事業の完了、法改正に伴う事業内容の充実として、8 年間の延伸をしている。平成 18 年にバリアフリー法が施行され、それを受けて、平成 26 年度に習志野市バリアフリー移動等円滑化基本構想を策定。その後、バリアフリー法の改正が 2 度行われ、主に心のバリアフリーの充実等が図られている。これを受け、令和 8 年度末に習志野市バリアフリー移動等円滑化基本構想を一部改訂している。

バリアフリーの整備事業は 6 点あり、習志野市が中心となって実施する道路特定事業、鉄道やバス会社を中心となる公共交通特定事業、警察が中心となる交通安全特定事業が主な事業となっている。

本市において、JR 津田沼駅・新津田沼駅、京成津田沼駅、JR 新習志野駅を中心とする 3 地区を重点整備地区として整備を継続して実施する。整備事例として現在、JR 津田沼駅北口のペデストリアンデッキへのエレベーター設置完了に向けて取り組んでいる。また、JR 津田沼駅の各駅停車のホームに、ホームドアを今年度設置予定である。

心のバリアフリーに関する取り組みについて、障がい等に対する正しい理解の促進や支援体制の充実を図りながら取り組んでいきたい。

計画の実行に際し、各協議会等の場を通して、情報共有を図りながら、計画及び事業のスパイラルアップを進めていく。

計画期間の延伸について、JR 津田沼駅周辺と JR 新習志野駅周辺については、バリアフリーのみならず、まちづくり全体の在り方を市として検討している最中である。この検討は概ね数年かかる予定であり、まち全体の構想に併せて、バリアフリーについても計画の見直しが必要となる可能性がある。今回の計画改訂は未完了事業の整備、計画期間の延伸がメインとなっているが、今後、計画の抜本的な改正をおそらく 3、4 年後に実施することとなる。その際は、バリアフリー法

に基づく会議体を設置し、皆様と話し合いを進めながら、構想を策定することとなるので御協力をお願いする。

説明は以上である。

【武井会長】

説明のあった報告について御意見、御質問を求める。

～質疑・意見なし～

【事務局】

次回、令和8年度第2回習志野市障がい者地域共生協議会は、10月21日（火）午後1時30分より、サンロード6階大会議室にて開催する。

【武井会長】

本日の日程は、以上となる。

これをもって、令和8年度第1回習志野市障がい者地域共生協議会の会議を閉会する。

閉会